

# 土地収用法 の概要

## 目次

1. 憲法第29条第3項と土地収用法	…2
2. 事業認定の手續	…6
3. 事業認定の要件と申請書類	…19
4. あっせんと仲裁	…33
5. その他	…37

令和5年2月10日  
静岡県事業認定審議会

1

## 1. 憲法第29条第3項と土地収用法

- 1-1 憲法第29条第3項と土地収用法の関係
- 1-2 土地収用法の構成（骨格）
- 1-3 土地収用法の手續き

2

## 1-1 憲法第29条第3項と土地収用法の関係

### 憲法第29条

第1項 財産権は、これを侵してはならない。

第3項 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

「公共のために用いること」及び「正当な補償を行うこと」を前提に、私有財産を収用・使用することができることを明示している。

この規定を受けて

### 土地収用法

「国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的」に、「**公共の利益の増進**と私有財産との調整を図り」、**一定の公共事業**の遂行のため必要な土地等を**収用・使用する**ための要件、手続、効果、損失の補償等について定めた法律

3

## 1-2 土地収用法の構成（骨格）

### 憲法第29条

第3項 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

正当な補償額を決定する

公益性を認定する

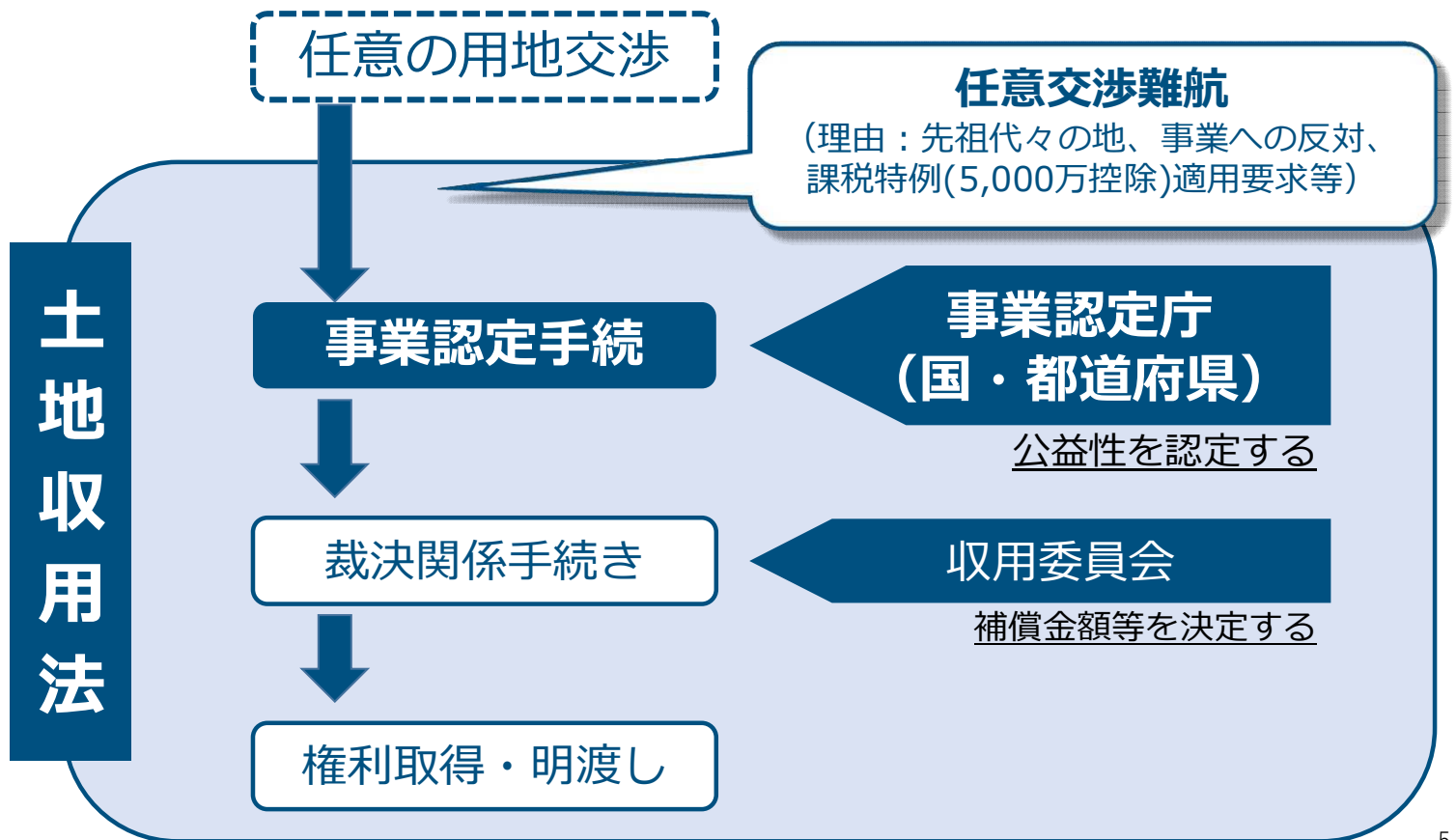
### 「収用裁決」手続

収用委員会が、起業者の申請に基づき、**事業認定を得た土地等**のうち、起業者が未取得の土地等について、土地等の権利者に対する**補償金の額**、起業者が土地等の**権利を取得する時期**、土地等の権利者が**土地等を明け渡す期限等**を決定する手続

### 「事業認定」手続

事業認定庁が、起業者からの申請に基づき、**申請に係る事業が**、土地等を**収用・使用するに値する公益性を有すること**について認定する手続

4



## 2. 事業認定の手続

- 2-1 事業認定庁
- 2-2 事業認定の手続き
- 2-3 事業認定の効果
- 2-4 適期申請のルールについて
- 2-5 事前相談について

## 2-1 事業認定庁

法第17条 規則第26条

※規則：土地収用法施行規則

### 事業認定庁

- ・国及び特定法人の事業
- ・地方整備局の域を超える民間事業



国土交通大臣  
(本省)

- ・都道府県の事業
- ・地方整備局の域は超えないが、  
都道府県の域（県境）を超える民間事業



国土交通省  
地方整備局長

- ・市町村の事業
- ・都道府県の域を超えない民間事業



都道府県知事

起業者・事業の規模により、認定庁（申請書の提出先）が異なる。

7

## 2-2 事業認定の手続き

(起業者)

### 1. 事前説明会の開催

(起業者⇒事業認定庁)

### 2. 事業認定の申請

(事業認定庁)

### 3. 意見聴取

(事業認定庁)

### 4. 事業認定の告示

- ・申請書類の短期縦覧（市町村）

- ・意見書提出（利害関係人）
- ・公聴会の開催（事業認定庁）
- ・第三者機関の意見聴取（"）  
↳ 事業認定審議会

- ・事業認定の告示（事業認定庁）
- ・函面の長期縦覧（市町村）
- ・周知措置（起業者）

8

## 2-2 事業認定の手続き

### 1. 事前説明会の開催（起業者）

法第15条の14 規則第1条の2

#### 対象者

事業の認定について**利害関係を有する者**  
(土地所有者、借地権者、施設利用者、環境影響者等)

#### 開催周知

##### 新聞公告

起業地の存する地方の新聞紙に公告

##### 個別通知

事業に同意していない権利者には文書で個別に通知

#### 説明内容

##### 事業の目的及び内容

- ・起業地の範囲が分かるものを用意することが望ましい。
- ・質問には、可能な限り応じる必要がある。

※事前説明会の実施状況を記載した書面及び公告した新聞紙の写しは、事業認定申請書に添付しなければならない。

9

## 2-2 事業認定の手続き

### 2. 事業認定の申請

法第18条 規則第3条

#### 事業認定申請書

- ①起業者名
- ②事業の種類
- ③起業地(収用・使用別)
- ④事業の認定を申請する理由

#### 添付書類

- ①事業計画書(計画概要、公益上の必要性について等)
- ②起業地及び事業計画を表示する図面
- ③4条地の管理者の意見書
- ④事業施行に必要な許認可の書面
- ⑤事前説明会に関する書類等



※認定庁が公益性を判断するための最も基礎的な資料であること、また、公告縦覧を通じ**利害関係人に説明する資料**であることから、**定量的な記述**を用いる等、**分かりやすく記述**する必要がある

## 2-2 事業認定の手続き

### 2.事業認定の申請

### 3.意見聴取

法第23条～25条

#### 公告・短期縦覧

- 起業者名、事業の種類、起業地を認定庁が公告
- 申請書類を「2週間」公衆に縦覧  
↳ 起業地が存する市町村にて



縦覧期間中、事業の認定について利害関係を有する者（土地所有者、借地権者、施設利用者、環境影響者等）は

- 意見書の提出（都道府県知事あて）
- 公聴会の開催請求（事業認定庁あて）

ができる。

11

## 2-2 事業認定の手続き

### 3.意見聴取

#### 公聴会の開催

法第23条 規則第4条～12条

- 公聴会の開催請求があったとき
- 開催請求はないが、事業認定庁が必要と判断したとき

事業認定庁が開催し、一般の意見を求める起業者、地権者等が意見を陳述

#### 第三者機関の意見聴取

法第25条の2、34条の7

- 事業認定庁の判断と相反する内容の意見書が提出されたとき

社会資本整備審議会（大臣認定）  
都道府県事業認定審議会（知事認定）

認定庁は意見を尊重しなければならない

12